

令和5年度 第1回

燕市国民健康保険運営協議会

会 議 錄

令和5年度 第1回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和5年8月24日（木） 午後1時28分～午後2時58分
2. 場 所：燕市役所 3階 会議室301
3. 次 第：(1) 開会
(2) 会長あいさつ
(3) 議事録署名委員の選任（山田委員）
(4) 議題
①【報告】令和4年度燕市国民健康保険特別会計決算について
②【報告】国民健康保険保険者努力支援制度の結果について
③その他
4. 出席委員：被保険者代表：亀倉委員、戸成委員、山田委員、茂岱委員
保険医・保険薬剤師代表：佐藤委員、野神委員、井手口委員、外石委員
公益代表：本多委員、三富委員、小越委員、藤井委員
被用者保険等保険者代表：菊地委員、登坂委員
5. 欠席委員：被用者保険等保険者代表：北村委員
6. 事務局：本間医療主幹
収納課：高橋課長 税務課：本井課長、渡辺課長補佐
健康づくり課：篠田課長 長寿福祉課：梅田課長
保険年金課：近藤課長、涌井課長補佐、諸橋主任、山宮主任、加藤主事
7. 報道機関：なし
8. 傍聴者：1名

次第 1 開会

事務局

皆様、本日は大変お疲れさまです。

少し定刻より早いですが、ただ今より国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部保険年金課の諸橋です。

よろしくお願ひいたします。

それでは「次第」を進める前に、新しい委員が就任されましたので、ご紹介させていただきます。

このたび、公益代表である燕市自治会協議会理事の遠藤貴行様が自治会長の交代により退任されましたので、その後任については、燕市自治会協議会のご推薦により、本多弥様に委員の委嘱をさせていただきました。

委嘱日については、令和 5 年 5 月 22 日付けで、任期は、前任者の残任期間となるため、令和 6 年 7 月 31 日までとなります。

また、被用者保険等保険者代表である全国健康保険協会新潟支部の渡邊勝美様が人事異動に伴い退任されましたので、その後任については、新潟県被用者保険等保険者連絡協議会のご推薦により、全国健康保険協会新潟県支部の業務グループ長でおられます菊地貴久様に委員の委嘱をさせていただきました。

委嘱日については、令和 4 年 12 月 1 日付けで、任期は、前任者の残任期間となるため、令和 6 年 7 月 31 日までとなります。

本多委員、菊地委員は、本日が初めての出席となります。まず、本多委員より自己紹介をお願いしたいと思います。

(本多委員 自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、菊地委員より自己紹介をお願いしたいと思います。

(菊地委員 自己紹介)

ありがとうございました。

次に、今年度の事務局につきまして、4 月 1 日付けの人事異動による新しい職員を紹介させていただきます。保険年金課長補佐よりお願ひいたします。

事務局

課長補佐の涌井です。

(保険年金課長補佐 あいさつ)

事務局

続いて、主任の諸橋です。

(諸橋主任 あいさつ)

事務局

最後に、主事の加藤です。

(加藤主事 あいさつ)

事務局

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。被用者保険等保険者代表の北村委員から欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。

本日の会議は、国保運営協議会規則第3条、委員の半数以上の出席により成立いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、本日の協議会の終了は、午後2時30分を目指しておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。また、委員の皆様、発言の際はマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

最初に次第の2、「会長あいさつ」でございます。三富会長お願ひいたします。

(三富会長 あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

次に、協議会及び議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願ひいたします。

次に、次第の3、「議事録署名委員の選任」についてですが、ここからは、議事の進行を三富会長からお願ひいたします。

会長

はい。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の3、「議事録署名委員の選任」でありますが、会長指名とさせていただきたいと思います。異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に山田委員を指名いたします。

山田委員、よろしくお願ひいたします。

次に、次第の4の「議題」に入ります。議題の①、令和4年度燕市国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

資料の確認後、

＜資料①-2により令和4年度燕市国民健康保険特別会計決算について報告＞

会長

報告が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願ひいたします。

委員

3項目、質問があります。1つめです。

数字の表記を教えてもらいたいのですが、資料①-2の2ページ目で、紫の吹き出しの中に財政調整基金から1億5,491万円、歳入に繰り入れとあります。これは歳入欄で確認できますが、財政調整基金からの歳出が1億3,374万円となっており、1億5,491万円と1億3,374万円、この違いはどのように見たらよろしいでしょうか。入りと出で金額が違っているのではないかと思ったのですが、その点について教えてもらえますでしょうか。

事務局

まず積立額についてですが、前年の繰越金から、その前の年以前の精算をして、国や県に返すお金を差し引いた金額を積立てているものになります。取崩し額につきましては、歳入・歳出等の差引き額から足りない部分を、基金から取崩しているものです。そのため、最終的に同じ額が取り入れ、取り崩されるものではございません。要するに、積立額は前の年から入ってきた金額をそのまま積立てている金額であり、取崩し額は、歳入・歳出差引きして足りないところを取崩しているので、全く同じ金額を積立て、取崩しているということではありません。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

2点目よろしいですか。9、10ページの、残薬対策とポリファーマシーについて、お尋ねします。

支援制度2年連続で県内1位という評価は、保険年金課の各位の御尽力の賜物であり、大変すばらしいことだと思います。資料①-2の9ページで、残薬の令和4年度実績は6万6,710円、ポリファーマシーは261万5,485円という表記があります。資料1の決算書の315ページの右側、中段少し

下の残薬・ポリファーマシー対策事業委託料には、65万9,780円とありますが、65万9,780円の出費で、合計金額268万2,195円の成果があったというように、単純に読み取りができるのでしょうか。

ポリファーマシーは、金額としても一定規模以上かと拝見します。ただ、残薬について保険年金課のホームページに平成30年度からの5年間のデータが出ておりますが、平成30年度は1,774通を発送し、これを薬局へ持参した人数は150人。令和4年度は378通の送付に対して、持参した方は36人。各年度大体10%となっています。費用対効果をみる事業なのかということも含め、検証する必要があるのかどのように捉えていますでしょうか。

ポリファーマシーは、かなり効果があると思います。ただ残薬は、過去5年間の実績を見ても年々減っているようです。なおかつ薬剤師会とかなり連携がないと、残薬に対しての効果は発揮されないのではないかと。全国で見ると薬剤師会が、前面に出られて活動されているところは、相当金額の効果があるように見受けられるのですが、行政が主体でやっていると効果はどうなのだろうかという、私の勝手ながらの見解です。

まず1点目は、委託料65万9,780円に対しての効果ということでいいのかどうか、2点目は、残薬対策の施策というのは、費用対効果を含めて何か今後の方策について検討の余地があるのかどうか、この2点お尋ねします。

事務局

質問ありがとうございます。

委託料の効果について、ポリファーマシーは、抽出者に対して受診勧奨のはがきをお出しし、医療機関にかられた中で薬の効果が出ているという、大変効果があると私たちも認識しております。ただ、節薬バックについては、30年度にバックを製作して、抽出条件に該当される方にお送りしました。1回目にお送りして、翌年度は前年にお送りした人を除いて対象者を抽出していますので、対象者の人数が400人前後となっています。節約バックの事業については、バッグをお送りして薬剤師の方にお薬を見ていただくことで、薬の整理をしたり飲み忘れを防いだり、後で飲んで健康被害を起こさないように回収したりという、当初の目的をこの4年間か5年間で達成してきていると考えております。

ただ毎年対象者にお送りするのですが、一度薬剤を持っていかれた方は、もう持つてこられないので、効果は年々減少していくだろうと当初から考えておりました。当初、4,800個バッグを作成し、最初にお送りしたのは1,774人です。年々対象者が減っており、今現在の在庫としては、もう1年か2年、お配りできるような状態となっています。その在庫がなくなった時点で、次の年度以降、この節薬バックの事業に対してはどのように進めていくかを、また検討させていただきたいと思っております。

委員

プラウンバッグ運動を燕市で行ったのは、例えば厚労省からの通知や連絡等があったからなのか、それとも、他町村との連携も含めてこれをおやりになったのでしょうか。

事務局

国から直接言われたということではなく、燕市のデータを分析し、国も薬剤への対策が重要であると考えていることも踏まえ、委託業者との協議や医師会、薬剤師会ともお話をし、ポリファーマシーや節薬バック事業をやると良いのではないかとなりました。当時は、県内で実施しているところはありませんでした。燕市が、モデル事業的に実施した事業と聞いております。ブラウンバッグというお話がありましたが、福岡県と他少しの自治体以外、全国ではほとんどしておりませんでした。もともと委託業者からポリファーマシーの提案があり、実現させようと薬剤師会の方にも御協力いただきました。ポリファーマシーの事業を計画したとき、特に後期高齢者の残薬問題が出ておりまして、バッグを配り啓発し、二つの事業と一緒に始めた経緯があります。お薬手帳を複数持っている方などがあり、健康被害も問題になっていた時期がございました。そこで燕市が県内で初めて実施しました。費用対効果だけを見ますと、バッグは最初に購入したものをお配りしている状態なので、今後の実施については、考えたほうが良いのかもしれません。しかし、健康被害等の側面もございますので、一概に費用対効果だけではなくて、違う側面もあると御理解いただければと思います。

委員

承知しました。

会長

他にありませんか。

委員

本日の協議事項とは直接は関係ないのですが、気になったところがあったので、質問させていただきます。資料ナンバー①-2 の 1 ページ目の右側のほうに被保険者数、世帯数の推移があります。このグラフでは見えませんが、実は令和元年と令和 2 年を比べると、被保険者数が令和 2 年度で 79 人減り、世帯数は 88 世帯増えています。普通はずっと減少していくと思うのですが、令和 2 年だけ増えているので、特別の理由があるのか聞かせていただきたいです。

事務局

増えているというのは、世帯数の増加についてでしょうか。

委員

世帯数は増えており、被保険者数も減少がその年だけ少なくなっています。毎年、200 人か 300 人ですがその年だけ 70 人程度になっています。

事務局

詳細まで確認出来ませんが、令和 1、2、3 年度は社会保険からの離脱の方が増えていることが大きく影響しています。世帯数が増えているというのは、単身で社会保険から、国民健康保険に移られ

た方が多いことが顕著に影響していると考えています。

そのほかの推移については、この令和1、2、3年度、それほど大きな差がありません。

反対に、後期の対象者が少し少なくなっているのかなというところがあります。推測でしかありませんが、やはり1番大きな影響として考えられるのは、令和2年度ですので、コロナ禍等によって、社会保険から退職した方の増加が影響しているのではないかと思っております。

委員

社会保険を退職されて、国民健康保険に移った方が多いというのは、被保険者数ですよね。

事務局

それによって例年よりも、市の被保険者数の減少が減って、単身者の世帯の増加という傾向が見られたということではないでしょうか。細かいところについては、もう少し検証しないとはつきりとはわかりません。

委員

国勢調査等で見方が変わったということはありますか。

事務局

毎月、毎年、それぞれの理由による人数の異動を積み重ねていったものを元に話をさせていただいておりますので、そういった調査等を基にしてはおりません。

委員

わかりました。

会長

他にありますでしょうか。

会長

ないようですので、議題の①、令和4年度燕市国民健康保険特別会計決算について、ご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の①、令和4年度燕市国民健康保険特別会計決算について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、事務局より報告をお願い

いたします。

事務局

＜資料②により国民健康保険保険者努力支援制度の結果について報告＞

会長

報告が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願ひいたします。

委員

4ページの指標4のインセンティブという記載がありますが、具体的にどのような内容なのでしょうか。

事務局

こちらは健康ポイント事業等で、それぞれの項目の目標を達成したことによって、インセンティブを渡すというところの評価がございます。

委員

ありがとうございました。

頑張っていただいてこのような結果が出たことは、良いなと改めて認識しております。

交付金について4,362万6,000円、これは特別交付金に入ってくるのですか。先ほどの説明にもありましたように、高齢者が高齢化とともに増えてくると考えられるため、これから保健事業は、非常に重要な位置づけになると考えています。この4,362万円が保健事業費の全体で見ると、歳出の1.1%を占めており、重要な財源として使えると私は思っています。例えば、保健師などのマンパワーの費用に充てるなど、今後、保健事業に柔軟に充てるような形を考えておもいますが、どのようなお考えがありますでしょうか。

事務局

こちらの特別交付金の中に、保険者努力支援制度の交付金があり、特別調整交付金や、県の繰入分、特定健康診査等負担金分という構成の中に含まれています。全体的な国民健康保険特別会計の中に入ってきたものですので、特定の歳出に対して充てるものではありません。逆に特定のものについては、国のヘルスアップの交付金等で、そのような交付金があります。

委員

いわゆる紐つきの財源ではなく、一般財源という扱いでよろしいでしょうか。

この支援金は、市の財布の中で考えると一般財源の扱いで、要は何に使ってもいいということでおろしいでしょうか。

事務局

国民健康保険の特別会計の中の、一般財源という考え方でよろしいです。

委員

そうであれば、これはうちの努力の結果だから、保健事業に待ったなしで使っていいのだというような主張も当然出てきていいと思います。先ほど申しましたように、例えばマンパワー確保等の手当に充てるということも、今後を見据えたときに必要かと思います。

事務局

ありがとうございます。

特定健診の受診率や保健事業をどのくらい行っているか、ポイント事業を行っているかなど、様々な指標の中で、1人当たり、被保険者数に応じて配分をされます。県内で1番、1人当たりの交付率が高くなっています。可能な限りいろいろな財源に充てることによって、より効率的な保健事業をさせていただければと思います。

このほかにも、超高齢化社会になっており、国保会計というよりも後期高齢の保健事業が非常に今大事なところに来ています。そちらとタイアップした事業等、財源もその辺に間接的に充てることができればと考えております。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

事務局

他にはいかがですか。

委員

今ほど保険者努力支援制度ということで報告いただき、とても努力していることが伺えます。そこで、特定健診と特定保健指導の実施率について、令和元年度まではインターネットで調べられたのですが、それ以降について、実際にどの程度か直近の数字で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

事務局

直近の数字についてお伝えさせていただきます。

コロナの前の令和元年度が1番高く、法定報告と言われるもので、令和元年度の受診率が53.1%。令和2年度がコロナ禍で下がり32.2%、令和3年度が38.9%、令和4年度については、12月ぐら

いに国から示される予定でございます。

また、特定保健指導が、令和元年度は 63.3%、令和 2 年度が 57.9%、令和 3 年度が 48.8% となつております。

委員

ありがとうございました。

会長

よろしいですか。他にありませんか。

委員

資料の保険者支援制度の結果について、2 ページの赤字の部分ですが、今までではジェネリック医薬品の普及啓発の結果についてふれられていました。他の資料を見ると、令和 4 年度は厚労省の目標数値の 80% をはるかに超える 84% 近くということで、これは立派な成果だと思います。これについて、今回削除された理由を補足してください。

事務局

ありがとうございます。

率としても高い状態を維持しておりましたので、ジェネリック以外に今回、点数配分が高かったものについて、赤字にさせていただきました。実際、ジェネリックについても引き続き事業を進めさせていただいており、高い数字を維持させていただいております。

委員

83% はとても高い数値だと思うので、それを市民に紹介するのは普通だと思い伺いましたが、わかりました。

会長

他にありませんか。

会長

無いようですので、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、ご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 委員、異議なしの声 ）

会長

それでは、議題の②、国民健康保険保険者努力支援制度の結果について、報告を終了させていただきます。

次に、議題の③、その他について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

<机上の各配布物について説明>

会長

説明が終わりました。ご質疑、ご意見ありましたらお願ひいたします。

委員

今いただいたガイドの7ページの、「資格証明書」という文言ですけれど、マイナ保険証についての国レベルの動きは、メディアで報道は知っていますし、まだ燕市に細かい話が来ている状況でないこともよく知っているのですが、そこで言われる「資格証明書」という言葉と、7ページに出てくる保険税を払わない場合に出される「資格証明書」は同じものでしょうか。それともまったく別物でしょうか。

事務局

ご指摘のマイナ保険証は、「資格確認書」という名前で、「資格証明書」とは全く別物です。確認書については、首相の記者発表を見ると、5年間が限度で、各保険者に委ねると報道がされていました。国民健康保険は1年ごとに保険証が変わりますが、被用者保険はその辺の間隔も違いますので、そういう形になるのではないかと思っています。ご質問の件については、全くの別物になります。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

他にありませんか。

会長

無いようですので、議題の③、その他について、報告を終了させていただきます。
せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かありませんか。

会長

無いようですので、議題の③、その他について、報告を終了させていただきます。
以上で、本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。

それでは最後に、健康福祉部医療主幹からひと言ご挨拶させていただきます。

(本間主幹 あいさつ)

事務局

それでは、これにて、本日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さんには、長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。

大変お疲れさまでございました。

(閉会：午後 2 時 58 分)